

# 食品衛生関係行政処分要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、食品衛生法（昭和22年法律第233号以下「法」という。）第59条から第61条（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第54条から第56条）までの規定に基づいて行う営業許可の取消、営業の禁止若しくは停止、その他の処分（以下「処分」という。）の基準及び法第81条から法第86条（旧法第71条から法第76条）までの罰則に関し必要な事項を定めるものとする。

## (行政処分の基準)

第2条 法の規定に基づいて行う処分の基準は別表1のとおりとする。

ただし、食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた営業者については、別表2のとおりとする。

2 処分基準の運用については、別紙1で定める方法によること。

## (行政処分の執行及び手続)

第3条 処分は違反の事実があったことを知った日から5日以内に行うものとする。

- 2 保健所長は、権限委任されていないものについて違反の事実があったときは、違反事実の概要、その他関係資料を添えて生活衛生課長に報告するものとする。
- 3 保健所長は、違反による処分をしたときは、処分状況を生活衛生課長に報告するものとする。
- 4 保健所長は、管轄外のものについて違反の事実を知ったときは、すみやかに管轄保健所長に通報するものとする。なお、管轄保健所が秋田県外である場合は、生活衛生課を経由して通報するものとする。
- 5 処分の関係書類は、秘密文書扱いとするものとする。
- 6 処分は、命令書を処分を受けるべき者に手交して行うものとする。

## (告発)

第4条 違反のうち、罰則によらなければ食品衛生法上の安全確保が困難であると思料されるか又は罰則が適当と判断されるものについては告発するものとする。

2 保健所長は、告発をしたときは生活衛生課長に報告するものとする。

## (行政処分等の様式)

第5条 処分等は、それぞれ次の様式によって行うものとする。

- |       |            |
|-------|------------|
| 様式第1号 | 廃棄命令書      |
| 様式第2号 | 営業許可の取消処分書 |
| 様式第3号 | 営業停止命令書    |
| 様式第4号 | 営業禁止命令書    |
| 様式第5号 | 営業禁止解除命令書  |
| 様式第6号 | 改善命令書      |

様式第7号 行政処分進達書  
様式第8号 告発状

#### 第6条 その他

行政処分及び告発の際は、別紙2の内容について留意すること。

##### 附 則

この要領は、昭和45年10月12日から施行する。

##### 附 則

この一部改正は、昭和48年12月26日から施行する。

##### 附 則

この一部改正は、昭和55年5月30日から施行する。

##### 附 則

この一部改正は、平成17年5月11日から施行する。

##### 附 則

この一部改正は、平成28年4月1日から施行する。

##### 附 則

この一部改正は、令和3年7月14日から施行する。

##### 附 則

この一部改正は、令和6年3月26日から施行する。

別表1

## 食品衛生関係行政処分基準

(令和3改正)

違反 条 項	違反状況および処分内容 （適用する規定事項）	A （人体に危害を与えないとき）	B （人体に危害を与えたとき）	C （死者を出したとき）
1 法 第 6 条	不衛生な食品又は添加物の販売等の禁止	法第 59,60 条 廃棄その他必要な措置 + 営業停止（3日～7日）	廃棄その他必要な措置 + 営業停止（5日～15日）	
2 " 9 条第 1 項	特定の食品又は添加物の販売等の禁止	同上	" + 営業停止（7日～10日）	" + 営業停止（10日～15日）
3 " 10 条	病肉等の販売等の禁止	同上	" + 営業停止（7日～10日）	" + 営業停止（10日～15日）
4 " 11 条	重要工程管理の措置が講じられた食品又は添加物以外の輸入禁止	同上	" + 営業停止（7日～10日）	" + 営業停止（10日～15日）
5 " 12 条	添加物等の販売等の制限	同上	" + 営業停止（5日～10日）	" + 営業停止（10日～15日）
6 " 13 条第 2 項	基準規格に合わない食品又は添加物の製造等の禁止	同上	" + 営業停止（5日～10日）	" + 営業停止（7日～15日）
7 " 13 条第 3 項	残留基準を超える食品の製造等の禁止	同上	" + 営業停止（5日～10日）	" + 営業停止（7日～15日）
8 " 16 条	有毒有害な器具又は容器包装の販売等の禁止	同上	" + 営業停止（5日～10日）	" + 営業停止（7日～15日）
9 " 17 条第 1 項	特定の器具等の販売等の禁止	同上	" + 営業停止（5日～10日）	" + 営業停止（7日～15日）
10 " 18 条第 2 項	規格基準に合わない器具又は容器包装の製造等の禁止	同上	" + 営業停止（5日～10日）	" + 営業停止（7日～15日）
11 " 18 条第 3 項	器具及び容器包装への使用禁止成分の禁止	同上	" + 営業停止（7日～15日）	" + 営業停止（10日～15日）
12 " 20 条	虚偽表示等の禁止	同上	" + 営業停止（10日～15日）	" + 営業停止（15日～25日）
13 " 7 条第 1 項 ～ 3 項	新開発食品の販売禁止	法第 60 条 営業停止（3日～7日）		営業停止（5日～15日）
14 " 8 条第 1 項	指定成分等含有食品の届出	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
15 " 19 条第 2 項	表示違反品の販売等の禁止	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）

16	〃 25 条第 1 項	合格表示のない食品等の販売等の禁止	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
17	〃 26 条第 4 項	命令による検査結果受理前の食品等の販売等の禁止	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
18	〃 48 条第 1 項	食品衛生管理者設置義務	同上	営業禁止（管理者が設置されるまで）	営業禁止（管理者が設置されるまで）
19	〃 50 条第 2 項	有毒、有害物質の混入防止基準の遵守	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
20	〃 51 条第 2 項	H A C C P に沿った衛生管理の遵守	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
21	〃 52 条第 2 項	器具類等を製造する営業者の衛生措置基準の遵守	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
22	〃 53 条第 1 項	器具類等を製造する営業者の説明責任	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
23	〃 55 条第 2 項 1号、3号	許可の欠格事由	同上		
24	〃 55 条第 3 項	営業の許可条件に遵守	同上	営業停止（5日～10日）	営業停止（10日～15日）
25	〃 54 条	営業施設の基準に適合しない場合	法第 61 条	改善命令 改善命令期間中に改善しない場合は営業停止（5日～10日）又は営業許可の取消	営業停止（7日～30日） 営業停止期間中に改善しない場合は営業許可の取消

別 表 2

## 食品衛生関係行政処分基準

(昭48改正)

違反 条 項	違反状況および処分内容	A	B	C
1 法 第 6 条	販売を禁止される食品および添加物	法第 54,55 条	人体に危害を与えないとき 廃棄その他必要な措置 +営業停止（3日～7日）	人体に危害を与えたとき 廃棄その他必要な措置 +営業停止（5日～15日）
2〃 9 条	病肉等の販売等の禁止	同上	〃 +営業停止（7日～10日）	〃 +営業停止（10日～15日）
3〃 10 条	添加物等の販売等の制限	同上	〃 +営業停止（5日～10日）	〃 +営業停止（10日～15日）
4〃 11条第2項	基準規格に合わないものの製造等の禁止	同上	〃 +営業停止（5日～10日）	〃 +営業停止（7日～15日）
5〃 16 条	有毒器具等の販売使用等の禁止	同上	〃 +営業停止（5日～10日）	〃 +営業停止（7日～15日）
6〃 18条第2項	規格基準に合わないものの製造等の禁止	同上	〃 +営業停止（5日～10日）	〃 +営業停止（7日～15日）
7〃 20 条	虚偽の表示等の禁止	同上	〃 +営業停止（10日～15日）	〃 +営業停止（15日～25日）
8〃 19条第2項	表示違反品の販売等の禁止	法第 55 条	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
9〃 25条第1項	合格表示のない食品等の販売等の禁止	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
10〃 26条第4項	命令による検査結果の確認	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
11〃 48条第1項	食品衛生管理者設置義務	同上	営業禁止（管理者が設置されるまで）	営業禁止（管理者が設置されるまで）
12〃 50条第3項	有毒、有害物質の混入防止基準の遵守	同上	営業停止（3日～7日）	営業停止（5日～15日）
13〃 52第2項 1号、3号	許可の欠格事由	同上		
14〃 52条第3項	営業の許可条件に遵守	同上	営業停止（5日～10日）	営業停止（10日～15日）
15〃 51条	営業施設の基準に適合しない場合	法第 56 条	改善命令 改善命令期間中に改善しない場合は営業停止（5日～10日）又は営業許可の取消	営業停止（7日～30日） 営業停止期間中に改善しない場合は営業許可の取消

## (別紙1) 食品衛生関係行政処分基準の運用方法

1. A欄の処分を受けた者が一年以内に同項の違反をしたときはB欄を適用する。
2. B欄の処分を受けた者が一年以内に同項の違反をしたときはC欄を適用する。
3. A欄の違反が二つ以上重なるとき又は違反食品等の数量が多く、かつ、広域にわたる場合にはB項を適用する。
4. A欄又はB欄の処分内容にかかわらず、事犯が著しく悪質な場合等はC欄を適用する。
5. 食中毒等で疫学上原因施設と疑われる施設に対してはその原因を除去するため、おおむね、3日を目途として営業の自粛を指導するとともに、その原因物質が判明したとき又は原因物質が検出されなくとも疫学上原因施設として明確となったときは、直ちにB欄を適用する。
6. 食中毒等に伴う営業の停止は、おおむね、次の基準によるものとする。

発病者数	営業停止
30人以下	5日から7日まで
31人から65人まで	8日から10日まで
66人から100人まで	11日から13日まで
101人以上	14日から15日まで

7. 次のいずれかに該当するときは、処分を軽減できるものとする。
  - ・当該営業者が自主的に営業を休止し、被害の拡大及び再発防止の対策等を講じたとき。(その休止した日数)
  - ・原因又は違反食品が明確であり、人体に危害を与えておらず、かつ被害の拡大及び再発防止の対策等を講じることが容易であるとき。
  - ・営業者から提供された情報及び注意喚起等を消費者が遵守しなかったなど、処分の原因の発生要因が消費者にあるとき。
  - ・原因究明調査等が終了し、営業停止期間中に、改善すべき事項がないとき。
  - ・改しゅんの情が顕著でしかも情状酌量の余地があるとき。(初めての違反に限る)
8. 「その他必要な措置」とは、法第59条(旧法第54条)の食品衛生上の危害を除去するための措置で物品の回収、返品、用途変更、再製及び使用禁止等の措置命令をいう。

## (別紙2) 留意事項

### 1. 行政処分に際しての留意事項について

- (1) 食品衛生監視員は公平無私かつ偏見にとらわれず業者をよく指導し、よき助言者であると共に、懇切丁寧に取扱い、しかも卑屈であってはならない。  
したがって業者に対して、犯罪捜査又は訊問の如き印象を与えてはならないこと。
- (2) 違反内容につき原因の究明、動機等具体的に違反状況を調査し、行政処分が妥当と認められるときは、速やかに調査内容に意見を附して上司に報告して指示又は命令を受けること。
- (3) 行政処分を執行するにあたっては、原則として文書をもって相手方（業者）に通告すること。また、文書は次の通知に基づき作成すること。
- ・「食品衛生法等に基づく処分の理由の掲示について」（平成30年3月29日付け薬生食監発0329第1号）
  - ・「食品衛生法第6条における寄生虫の取扱いについて」（令和3年3月2日付け薬生食監発第0302第1号）
  - ・「食品衛生法等に基づく処分の理由の掲示について」（令和4年4月20日付け薬生食監発0420第1号）
- (4) 食品衛生法第59条(旧法第54条)において、食品衛生監視員が行うことができる処分は、目的裁量を逸脱せず、なおかつ緊急でやむを得ない場合のみ行うこと。
- (5) 食品衛生法第59条(旧法第54条)に規定されている行政処分は、食品衛生上の必要な限度に相応した処分でなければならない。廃棄処分の如く、所有権の侵害を行うものにあっては、衛生上の危害を除去するために必要な最小限にとどめ、食用以外の用途に転用が可能である不良食品等については、廃棄処分をなすべきでないこと。

### 2. 告発に際しての留意事項について

- (1) 刑事訴訟法第239条には「何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない。」と告発義務が規定されている。  
しかしながら、官公吏が職務上犯罪の有無を知り易いことからこの義務が課されたとはいえ、一つ一つの犯罪や軽微なものまで告発をすることは事実上困難であり又行き過ぎと思われる。したがって、告発は、公衆衛生上の安全確保を十分考慮して行うべきである。
- (2) 告発にあたっては、犯罪事実を特定（他の違反事実と区別できること。）してなすことが必要であって、告訴者又は被告発者が特定していても犯罪事実が特定しない限り、告発の効力はないものである。犯罪事実を特定するためには、「六何の原則」について認識する必要がある。  
「六何の原則」とは、犯罪事実を特定するための六何の原則とは①何人が（主体）、②何日（時）、③何処で（場所）、④何を（目的物）、⑤如何なる方法で（方法）、⑥何をしたか（行為）をいう。この六つの事柄は、必ずしも当初から全部が明らかにされていなくてはならないということではなく、このうちのいくつかが明確化することによって足りるものである。
- (3) 告発をするにあたっての必要事項については次のとおりです。
- ① 被告発人
  - ② 告発の事実
- 告発の対象となっている犯罪事実（違反事実）を具体的にかつ犯罪特定の要件、ならびに犯罪構成の要件を明らかにする必要がある。

③ 处罰を求める意思

④ 告発年月日

(4) 告発の行い方について

告発の方式については、刑事訴訟法第241条に「告発は書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。」と規定されている。

したがって司法巡査は、正規には告発を受理することができないがこれを取次ぐことができる。

なお、告発にあたっては書面により行い、受理する側に便利なように配慮する必要がある。

指令〇 一 ○〇

年 月 日

業種

営業所所在地

屋号

氏名

様

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

食品衛生法第59条（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法第54条）の規定により、次のとおり廃棄することを命じます。

1. 品名、数量
2. 廃棄月日、廃棄方法
3. 製造者氏名、住所
4. 製造年月日、製造番号
5. 廃棄理由

(この処分に不服がある場合の救済方法)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第2号 営業許可の取消処分書（60条、61条（旧法第55条、56条関係））

（A4判）

指令〇一〇〇  
年月日

営業所所在地

屋号

氏名 様

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

食品衛生法第〇条（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第〇条）の違反により同法第〇〇条（旧法第〇〇条）の規定に基づき、 年 月  
日付け指令〇一〇〇で許可した〇〇営業の許可を取り消します。

処分の理由

（この処分に不服がある場合の救済方法）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号 営業停止命令書（60条、61条（旧法55条、56条関係））

(A4判)

指令〇 一 ○〇

年 月 日

営業所所在地

屋 号

氏 名 様

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

食品衛生法第〇条（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第〇条）の違反により同法第〇条（旧法第〇条）の規定に基づき、 年 月 日から 年 月 日まで〇日間の〇〇営業の停止を命じます。

処分の理由

（この処分に不服がある場合の救済方法）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号 営業禁止命令書（60条、61条（旧法55条、56条関係））

(A4判)

指令〇 一 〇〇  
年 月 日

営業所所在地

屋 号

氏 名

様

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

食品衛生法第〇条（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第〇条）の違反により同法第〇条（旧法第〇条）の規定に基づき、 年 月 日から〇〇営業の禁止を命じます。

処分の理由

（この処分に不服がある場合の救済方法）

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができます。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第5号 営業禁止解除命令書

(A4判)

指令〇 一 ○〇  
年 月 日

営業所所在地

屋 号

氏 名

様

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

年 月 日付け指令〇 一 ○による〇〇営業に対する処分は、  
年 月 日をもって処分を解除します。

指令〇 一 ○〇

年 月 日

営業所所在地

屋 号

氏 名 様

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

食品衛生法第55条（食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第123号）附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた場合における、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第2条の規定による改正前の食品衛生法（以下「旧法」という。）第52条）の規定に基づき、 年 月 日付け指令〇一〇〇で許可した〇〇営業は同法第54条（旧法第51条）の施設基準に違反しているので、同法第61条（旧法第56条）の規定により次のとおり営業施設を整備改善することを命じます。

## 1. 改善すべき箇所

## 2. 改 善 方 法

## 3. 改 善 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

(この処分に不服がある場合の救済方法)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 2 この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、秋田県を被告として（訴訟において秋田県を代表する者は、秋田県知事となります。）、提起することができます。ただし、その期間内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 3 この処分について1の審査請求をした場合の処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。ただし、その期間内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、することができません。
- 4 なお、正当な理由があるときは、上記の期間を経過した後であっても、審査請求をすることや、処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第7号 行政処分進達書（保健所長に権限の委任がされていない場合）

(A4判)

○ - ○○  
年 月 日

生活衛生課長 様

○○保健所長

食品衛生法違反に基づく行政処分について（進達）

このことについて次のとおり、食品衛生法違反の事実があったので、行政処分を適當と認め  
関係書類を添えて進達します。

1. 違 反 者

住 所

営業所所在地

業 種

屋 号

氏 名

年 月 日

2. 違 反 条 項

3. 必要とする処分及び適用条項

4. 違 反 状 況

5. 違反に対する措置

6. 証拠書類（物品）

7. 意 見

様式第8号 告発状

(A4判)

告 発 人

(所在地)

〇〇保健所長〇〇〇〇 中

被 告 発 人

(住所、職業、氏名)

年 月 日

〇〇警察署長 殿

上記の者に次の容疑があるので刑事訴訟法第239条第2項の規定により告発します。

- 1 . 適用法令並びに条文
- 2 . 告発の事実
- 3 . 証拠書類（物品）
- 4 . 担当食品衛生監視員職氏名
- 5 . その他参考事項

(備考) 2については違反事実の内容及び経過を「六何の原則」により明記すること。